⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 15 May 2023

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 5 July 2023 (tenders brought with 3 : 00 P.M. 5 July 2023 or submitted by mail 3 : 00 P.M. 5 July 2023)

⑹ Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和５年７月５日午後３時まで

②　申請書等の提出期限　令和５年５月15日正午まで

②’見積書の提出期限　令和５年５月15日正午まで

③　入札の締切　令和５年７月５日午後３時まで

④　開札日時　令和５年７月10日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和５年６月19日まで）

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和５年４月19日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　石橋　洋信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第10号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和５年度　東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事に係る技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容

㋐　業務内容：計画準備、協議・報告、技術協力業務（技術提案の技術情報等の提出、その他の技術情報等の提出、設計調整協議、設計の確認、施工計画の作成、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援）、報告書作成

㋑　履行期間：契約締結日から令和６年３月８日まで。

㋒　参考額：1,100万円程度（税込）

㋓　本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

⑷　本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に以下の建設工事（以下「建設工事」という。）の契約を締結する。

工事内容：撤去工、仮設工、地盤改良工、土工、本体工、付帯工

工期：契約締結日～令和10年４月（予定）

参考額：180億円程度（税込）

⑸　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者のうち技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑹　本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑻　建設工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請書及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定を受けている者であること。また、特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体のうちいずれか１社が、関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が下記の施工実績を有すること。

ア）土留め工による掘削深度17m以上の開削工法で、内空幅20m以上の鉄筋コンクリート構造物を施工した工事

イ）航空機離着陸回数10万回／年以上※１の供用中の空港において、「空港土木施設」※２を施工した工事

※１航空機離着陸回数10万回／年以上とは、工事実績のある当該年の年間離着陸回数とする。但し、令和２年以降の工事実績においては、令和元年の航空機離着陸回数とする。

※２空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、ＧＳＥ通行帯、共同溝、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、橋梁、鉄道とする。

上記ア）、イ）は別件でも良いが全ての実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

ア）開削工法による鉄筋コンクリート構造物を施工した工事